様式第１号（第４条関係）

（その１）

（表）

申請日　　　　　年　　　月　　日

（宛先）山鹿市長

移住支援金交付申請書

山鹿市移住支援金交付要綱第４条第１項の規定に基づき、移住支援金の交付を申請します。

１　申請者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ  氏名 |  | 生年月日 | 年　　月　　日 |
| 電話番号 |  |
| 住所 | 〒 | | |
| メールアドレス |  | | |
| 転入日 |  | | |

２　移住支援金の内容

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （いずれかに○） | | | | | 「世帯」に○の場合 | |
| 単身・世帯 | 単身 | | | 世帯 | | 同時に移住した家族の人数（申請者は含まない。） | 人 |
| 移住支援金の種類 | 就業 | 起業 | テレワーク | | 関係人口 | 上記家族の人数のうち１８歳未満の者の人数 | 人 |

３　各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | （いずれかに○） | |
| 第２条に定める要件について | 満たす | 満たさない |
| 別紙「１　移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について | 誓約する | 誓約しない |
| 別紙「２　移住支援金の交付に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について | 同意する | 同意しない |
| 申請日から５年以上継続して山鹿市に居住し、かつ、就業・起業する意思について | 意思がある | 意思がない |
| （就業の場合のみ記載）  就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 | ３親等以内の親族に該当しない | ３親等以内の親族に該当する |
| （テレワークの場合のみ記載）  山鹿市への移住の意思について | 自己の意思である | 所属からの命令である |

（裏）

４　移住元の住所

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 | 〒 |

５　東京２３区内での在勤履歴（東京２３区内の在勤者に該当する場合のみ記載）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期間 | 就業先 | 就業地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

６　移住後の生活状況（テレワークによる移住者のみ記載）

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務先 |  |
| 勤務先住所 | 〒 |
| 勤務先へ行く頻度 | 週・月・年　　　　回程度  行くことはない  その他（　　　　　　　　　　　　　　　） |
| テレワーク勤務の時間 | 週　　　　時間 |

７　関係人口について（関係人口に該当する場合のみ記載）

|  |  |
| --- | --- |
| 要件（該当する□欄にチェック） | □　移住元に住所を有する前に、1年以上継続して本市に住所を有していたことがある |
| □　本市に通算して３年以上ふるさと応援寄附金の寄附をしており、かつ、山鹿市お試し住宅の借受けをしたことがある |

８　関係人口（地域の担い手）について（関係人口に該当する場合のみ記載）

|  |  |
| --- | --- |
| 要件（該当する□欄にチェック） | □　本市で農林水産業に就業する者 |
| □　本市に事業所を有する企業等に就業する者 |
| □　本市で家業を継承又は従事する者 |
| □　本市で起業する者 |

|  |  |
| --- | --- |
| 管理コード（山鹿市使用欄） |  |

様式第１号（第４条関係）

（その２）

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

　１　熊本県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、熊本県及び山鹿市から求められた場合には、それに応じます。

２　居住地等その他移住支援金に係る要件を確認するため、必要に応じて住民基本台帳等その他関係書類を確認することに同意します。

３ 以下の場合には、要領及び要項に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

(１)移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

(２)移住支援金の申請日から３年未満に山鹿市以外の市区町村に転出した場合：全額

(３)要領に基づく起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額

(４)移住支援金の申請日から３年以上５年以内に山鹿市以外の市区町村に転出した場合：半額

（就業の場合のみ）

(５)移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

【熊本県移住支援事業に係る個人情報の取扱い】

　熊本県及び山鹿市は、熊本県移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

　熊本県及び山鹿市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

　熊本県及び山鹿市は、移住支援金の返還事由の該当の有無のため、就労状況及び居住状況について、就業先の企業に確認する場合があります。

　　　　　　年　　月　　日

申請者氏名